

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号の
規定における自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮
に関する基準

令和4年1月20日

(趣旨)

第1条 この基準は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項第4号中の「自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」（以下「災害配慮基準」という。）について定めるものとする。

(災害配慮基準)

第2条 災害配慮基準については、申請建築物（法第5条第1項から第5項及び第8条における認定申請に係る住宅を含む建築物をいう。）が次の各号に掲げる区域に含まれないこととする。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合を除く。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年2月20日から施行する。